

事務連絡
令和2年3月18日

各検疫所 御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて
(流行地域の追加)

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、質問票の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて（一部追記）」（令和2年3月12日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、以下の地域（下線の地域）における患者の感染拡大状況を踏まえ、当該地域についても過去14日間の滞在歴を確認することとし、（以下、「流行地域」という。）滞在歴がある者について、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票について検疫所業務管理室に送付いただくとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応いただきますようお願いします。

なお、過去14日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

【流行地域】

中華人民共和国	湖北省及び浙江省
大韓民国	大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡
イラン・イスラム共和国	ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州及びロレスタン州
イタリア共和国	ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、マルケ州、ピエモンテ州、 <u>ヴァッレ・ダオスタ州</u> 、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、 <u>フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州</u> 及びリグリア州

スイス連邦	ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州
スペイン王国	ナバラ州、バスク州、マドリード州及びラ・リオハ州
アイスランド共和国	全ての地域
サンマリノ共和国	全ての地域

また、各検疫所におかれましては、令和2年3月19日午前0時（日本時間）以降に外国を出発し、本邦に来航する便を対象に、下記事項に留意し、適正かつ確実に実施いただきますようお願いします。

記

1. 質問票は両面赤黒コピーA4 サイズにて印刷すること。
2. 検疫所は、流行地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
3. 2. の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
4. 2. 又は3. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、過去14日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。過去14日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。
5. 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した場所に留まるように要請すること。
6. 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応すること。

以上

事務連絡
令和2年3月12日

各検疫所御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて
(一部追記)

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、質問票の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて(流行地域の追加)」(令和2年3月6日付け事務連絡)により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、以下の地域(下線の地域)において患者の感染拡大状況を踏まえ、当該地域についても過去14日間の滞在歴を確認することとし、(以下、「流行地域」という。)滞在歴がある者について、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票について検疫所業務管理室に送付いただくとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」(令和2年2月18日付け事務連絡)に基づき対応いただきますようお願いします。

なお、過去14日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

中華人民共和国	湖北省及び浙江省
大韓民国	大邱市広域市及び慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
イラン・イスラム共和国	コム州、テヘラン州、ギーラーン州、マーザンダラン州、イスファハン州、 <u>アルボルズ州</u> 、 <u>マルキヤズィ州</u> 、カズヴィーン州、セムナーン州、ゴレスタン州及び <u>ロleston州</u>
イタリア共和国	<u>ロンバルディア州</u> 、 <u>ヴェネト州</u> 、 <u>エミリア・ロマーニャ州</u> 、 <u>マルケ州</u> 及び <u>ピエモンテ州</u>
サンマリノ共和国	<u>全ての地域</u>

また、各検疫所におかれましては、下記事項に留意し、実施に遺漏無きようお願いします。

記

1. 質問票は両面赤黒コピーA4 サイズにて印刷すること。
2. 検疫所は、流行地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するように依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去 14 日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
3. 2. の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボードによる確認を実施すること。
4. 2. 又は 3. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。
5. 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した場所に留まるように要請すること。
6. 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和 2 年 2 月 18 日付け事務連絡）に基づき対応すること。

以上